

## 2018年度（平成30年度）神戸市立本多聞中学校 部活動に係る活動方針

### 1 部活動の意義

神戸市立本多聞中学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な活動により行われ、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力を育成するものである。また、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師、指導員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自らの目標の達成に向けて粘り強く挑戦したりするなど人間形成に資するものである。

### 2 部活動の目的

部活動により、生徒が生涯にわたってスポーツや文化、科学に親しみ、社会の中でよりよく豊かに生きるための資質・能力の基盤を育むことを目的とする。したがって体力や技能の向上をめざすことのみ偏ることなく、適切な指導や支援によって、仲間と協力したり、切磋琢磨したり、生徒一人一人が充実感や達成感を味わうことができるようにする。

### 3 部活動の在り方

神戸市中学校部活動ガイドライン（平成30年4月策定）に則り、成長の著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、体罰や暴言、ハラスメントの根絶を徹底し、安全で安心な指導の徹底と活動環境を整える。また専門的な知識を有する部活動指導員（外部人材）を活用し、より充実した部活動の実施を目指す。

### 4 指導と態勢

部活動の運営は、生徒の意見を反映させることも重要である。したがって練習計画や練習内容も含め、「生徒自らが安全で楽しい部活動のルール作りをし、主体的に活動する態度を育てる」という視点に立った指導態勢を推進する。また、部活動の創部・休廃部並びに諸課題については、教職員によって「部活動検討委員会」を設置し、校長のリーダーシップのもと、組織的に課題の解決が図られるようにする。

#### （1）活動計画・実施報告書の作成

本多聞中学校の本方針に則り、顧問は毎月の活動計画を作成し、生徒・保護者に知らせることにより、活動内容を把握し、生徒が安心、安全に活動を行い、過度な負担になってないか多くの目で検証する。また、校長への実績報告をもって、校長は活動状況の把握、指導是正を行う。

#### ①活動時間および日数等について

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒がバランスの取れた生活を送ることができるよう、学期中は週当たり2日以上休養日を設ける。

休養日とは、平日は少なくとも一日（原則水曜日）、土曜日及び日曜日（以下「週末」という）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた取扱いとする。また、ある程度の長期にわたる休養期間（オフシーズン）を設定する。

ウ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間、学校休業日（学期中の週末を含む）は3時間とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

- エ 早朝練習は、ウォーミングアップやクーリングダウンの時間が十分に確保できないことから実施しない。ただし、大会等を控え、効率的・効果的な練習が可能であると認められる場合に限り、各部活動の特性等を加味し、各部ごとの判断で実施することを妨げないが、休養日には実施しないこと。
- オ 活動場所の整備に努め、用器具の安全な取り扱いや管理・点検に努める。
- カ 入部は任意であるが、退部・転部・休部する場合、生徒・保護者・学級担任・顧問の四者が相談し、決定する。
- キ 合宿や宿泊を伴う活動は、神戸市の規定に従い、事前に校長の許可を得た上で申請する。
- ク 1年間の大会やコンクールなどの出場の見直しを行い、生徒・教員共に心身の負担や校外への移動に伴う対外試合等による交通費等にかかる家庭の経済的な負担を軽減する。対外試合等による校外への移動については、公的交通機関（貸し切りバス・タクシー等を含む）または徒歩とする。集合及び解散場所は校区内を原則とし、教員または校長が認めた部活動指導員の引率を厳守する。

## 5 2018年度（平成30年度）の活動

### (1) 本年度設置する部活動

運動部：陸上競技部、野球部、柔道部、  
 男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、  
 男子バレーボール部、女子バレーボール部、  
 男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、  
 文化部：吹奏楽部、放送部、生活部、美術部

### (2) 年間完全下校時刻（学期中および長期休業中）

月および期間	完全下校時刻（開始時刻）
3、4、5、6、7、9月	18時00分
2、10月	17時30分
11、12、1月	17時00分

### (3) テスト期間中の部活動

原則として、定期考査1週間前は活動停止期間とする。ただし、その期間または考査終了後すぐに公式戦が予定されている場合、校長の許可のもと、保護者の了解を得て1時間程度の活動をすることができるものとする。（ただし、休養日を除く）

### (4) 土・日・祝日などの気象警報等発令の部活動について

- ① 午前7時00分の段階で神戸市に「大雨」「洪水」「暴風」「大雪」「暴風雪」「津波」のいずれかの警報または特別警報が発令中の場合は、午前の活動は中止とする。
- ② 午前10時00分の段階で上記の警報または特別警報が発令されている場合は、午後の活動も中止とする。
- ③ 午前10時00分の段階で上記の警報または特別警報が解除された場合は、午後の活動を可能とする。
- ④ 本校あるいは練習及び試合会場等での部活動中に上記の警報または特別警報が発令された場合は、状況を配慮し、できるだけ速やかに下校させる。